

公益財団法人長野県スキー連盟 会員登録規程

第1条 会員とは、競技会、検定会等の行事参加のため、全日本スキー連盟及び長野県スキー連盟に登録する者をいう。

第2条 一時会員とは検定会参加のため、全日本スキー連盟及び長野県スキー連盟に一時的に登録する者をいう。また、未登録でバッジテスト1級合格者は暫定登録をしなければならないものとする。

第3条 会員になろうとする者は、所属団体を通じて行う。

第4条 会員は毎年、登録料を別に定める通り納入しなければならない。

第5条 前項の登録料は50%以上を公益目的事業会計に使用することができる。

第6条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- 1 違法行為または著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。
- 2 定款その他の規則に違反したとき。
- 3 その他除名すべき正当な理由があるとき。

第7条 会員が退会しようとするときは、所属団体を通じて行う。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

第9条 本規程は平成25年8月1日より施行する。

平成27年4月17日 改正

令和5年7月14日 改正し、令和5年8月1日 適用